

「通所介護（デイサービス）」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所 奈良市：あすならホーム（富雄・西の京）、あすならハイツあやめ池
大和郡山市：あすならホーム（郡山・筒井）
生駒市：あすならホーム菜畑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.27円**

1. 基本サービス

①通常規模 2時間以上3時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	272単位	2,793円	280円	559円	838円
要介護2	311単位	3,193円	320円	639円	958円
要介護3	351単位	3,604円	361円	721円	1,082円
要介護4	392単位	4,025円	403円	805円	1,208円
要介護5	432単位	4,436円	444円	888円	1,331円

②通常規模 3時間以上4時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370単位	3,799円	380円	760円	1,140円
要介護2	423単位	4,344円	435円	869円	1,304円
要介護3	479単位	4,919円	492円	984円	1,476円
要介護4	533単位	5,473円	548円	1,095円	1,642円
要介護5	588単位	6,038円	604円	1,208円	1,812円

③通常規模 4時間以上5時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	388単位	3,984円	399円	797円	1,196円
要介護2	444単位	4,559円	456円	912円	1,368円
要介護3	502単位	5,155円	516円	1,031円	1,547円
要介護4	560単位	5,751円	576円	1,151円	1,726円
要介護5	617単位	6,336円	634円	1,268円	1,901円

④通常規模 5時間以上6時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	570単位	5,853円	586円	1,171円	1,756円
要介護2	673単位	6,911円	692円	1,383円	2,074円
要介護3	777単位	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護4	880単位	9,037円	904円	1,808円	2,712円
要介護5	984単位	10,105円	1,011円	2,021円	3,032円

⑤通常規模 6時間以上7時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	584単位	5,997円	600円	1,200円	1,800円
要介護2	689単位	7,076円	708円	1,416円	2,123円
要介護3	796単位	8,174円	818円	1,635円	2,453円
要介護4	901単位	9,253円	926円	1,851円	2,776円
要介護5	1,008単位	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円

⑥通常規模 7時間以上8時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658単位	6,757円	676円	1,352円	2,028円
要介護2	777単位	7,979円	798円	1,596円	2,394円
要介護3	900単位	9,243円	925円	1,849円	2,773円
要介護4	1,023単位	10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
要介護5	1,148単位	11,789円	1,179円	2,358円	3,537円

⑦通常規模 8時間以上9時間未満

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	669単位	6,870円	687円	1,374円	2,061円
要介護2	791単位	8,123円	813円	1,625円	2,437円
要介護3	915単位	9,397円	940円	1,880円	2,820円
要介護4	1,041単位	10,691円	1,070円	2,139円	3,208円
要介護5	1,168単位	11,995円	1,200円	2,399円	3,599円

⑧時間延長加算料金（要介護1～5共通）…「8時間以上9時間未満」の単位数に加算

延長後の時間	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
9時間以上10時間未満	50単位	513円	52円	103円	154円
10時間以上11時間未満	100単位	1,027円	103円	206円	309円
11時間以上12時間未満	150単位	1,540円	154円	308円	462円
12時間以上13時間未満	200単位	2,054円	206円	411円	617円
13時間以上14時間未満	250単位	2,567円	257円	514円	771円

※所要時間8時間以上9時間未満のサービスから連続して日常生活上の世話をを行った場合に、上記の単位数が加算されます。

2. 加算サービス（減算）

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算(Ⅰ)/1日につき	40単位	410円	41円	82円	123円
入浴介助加算(Ⅱ)/1日につき	55単位	564円	57円	113円	170円
中重度者ケア体制加算/1日につき	45単位	462円	47円	93円	139円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/1月につき※3月に一回	100単位	1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/1月につき	200単位	2,054円	206円	411円	617円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ/1日につき	56単位	575円	58円	115円	173円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ/1日につき	76単位	780円	78円	156円	234円
個別機能訓練加算(Ⅱ)/1月につき	20単位	205円	21円	41円	62円
ADL維持等加算(Ⅰ)/1月につき	30単位	308円	31円	62円	93円
ADL維持等加算(Ⅱ)/1月につき	60単位	616円	62円	124円	185円
認知症加算/1日につき	60単位	616円	62円	124円	185円
若年性認知症受入加算/1日につき (認知症加算算しない場合のみ)	60単位	616円	62円	124円	185円
栄養改善加算/1回につき(月2回限度)	200単位	2,054円	206円	411円	617円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	513円	52円	103円	154円
口腔・栄養ケア加算(Ⅰ)/1回(6月に1回を限度)	20単位	205円	21円	41円	62円
口腔・栄養ケア加算(Ⅱ)/1回(6月に1回を限度)	5単位	51円	6円	11円	16円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき(月2回限度)	150単位	1,540円	154円	308円	462円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき(月2回限度)	160単位	1,643円	165円	329円	493円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	410円	41円	82円	123円
送迎減算(送迎を行わない場合)/片道	-47単位	▲482円	▲49円	▲97円	▲145円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/回	22単位	225円	23円	45円	68円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/回	18単位	184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/回	6単位	61円	7円	13円	19円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には事前に説明させていただきます。

【その他の減加算】

高齢者虐待未実施減算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に8.2%(5.9%+1.1%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に8.0%(5.9%+1.1%+1.0%)を乗じた単位数が加算されます。

2024年6月より

介護職員処遇等改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数
----------------	-------------------

介護職員処遇等改善加算（Ⅱ）	所定単位数に9.0%を乗じた単位数
----------------	-------------------

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

2024年度の改定により介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が介護職員処遇等改善加算に一本化されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。